

平成 19 年度の松戸市貸借対照表からわかること

第 1 全般的事項

1 今年の貸借対照表における資産総額は、3,356 億 1,841 万 5 千円で、前年度と比べて 326 億 6,959 万 9 千円増加しました。増加した主な要因としては、市有地売却による市所有地の減少があったものの、特定目的基金の増加や財産台帳上の土地に係る評価額見直し等の精度向上による簿価の増加等が挙げられます。

(1) 流動資産は、147 億 4,307 万円で、前年度と比べて 16 億 7,957 万 1 千円減少しました。

(2) 有形固定資産は、2,948 億 9,094 万 6 千円で、前年度と比べて 333 億 367 万 8 千円増加しました。これは、普通財産の土地が前年度の 52 億 7,415 万円から 42 億 9,453 万 8 千円へと 9 億 7,961 万 2 千円減少したものの、行政財産の土地建物の総額が前年度の 2,533 億 9,768 万円から 2,873 億 2,120 万 5 千円へと 339 億 2,352 万 5 千円増加したこと、また、財産台帳上の土地に係る評価額見直し等の精度向上による簿価の増加が行政財産の土地に顕著に表れたことが要因となります。

(3) 投資その他の資産につきましては、259 億 8,439 万 9 千円と前年度より 10 億 4,549 万 2 千円、4.2%の増加となっています。

2 負債総額は、1,426 億 6,231 万 1 千円で前年度と比べて 59 億 8,954 万 7 千円の減少です。これは、主に固定負債が減少したことが要因です。

(1) 負債の 67.9%が地方債であり、1年以内に償還予定の短期債務分(地方債)とそれ以外の長期債務分と合わせて 968 億 9,958 万 2 千円が計上されていますが、前年度と比べて 6.9%減少しています。目的別に見ると有形固定資産の購入目的が 438 億 9,413 万 8 千円計上されており、次いで減税補てん債及び臨時税収補てん債、臨時財政対策債として 460 億 5 万 2 千円、道路整備目的として 70 億 539 万 2 千円が計上されています。

(2) また、退職給与引当金については 344 億 1,810 万 1 千円を計上し、前年に比べ 4.0%、13 億 1,948 万 1 千円増加しています。これは、負債総額の 24.1%を占めています。

3 一概に民間とは比較できませんが、民間企業の自己資本比率に該当する、資産に対する正味財産の割合は 57.5%と、前年度よりは高くなったものの、未だ低い水準となりました。これは、松戸市の所有する現金、物品、建物、土地などの財産の約半分が負債によるものであるということになります。

(1) 1年以内に償還しなければならない流動負債に対して、比較的融通が利く流動資産の割合を求めた流動比率は 86.5%となります。

(2) 民間の固定比率に該当する松戸市の正味財産に対する有形固定資産の割合は、152.8%であり、正味財産の 1.5 倍近い金額を設備投資にかけていることとなります。固定資産への投資は、その回収に長期間を要するので、返済の必要がない正味財産で行われることが望ましいところですが、不足があれば返済にも長期間を要することができる固定負債で行うことがよいとされています。

(3) 正味財産と固定負債に対する有形固定資産の割合を示す長期固定適合率は、92.6%となっており、当面問題となることはないと考えられます。

第 2 有形固定資産の償却累計率

1 償却累計率とは、減価償却を実施する有形固定資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を示すもので、有形固定資産の見積耐用年数が経過し減価償却の手続きが終了している場合には、償却累計率は 100%となります(見積残存価格をゼロとしている場合)。

2 減価償却の計算を実施する有形固定資産のうち、物品に分類されている備品については 82.79%(前年は 86.79%)、車両運搬具等については償却累計率が 63.93%(前年度は 61.46%)となっており、物品、車両とも更新が進んでいることがわかります。

3 行政財産に分類されているもののうち、建物については償却累計率が 44.81%となっています。これは、前年度(42.73%)に比較して 2.08 ポイントの増となり、以前と比べて新たに建築された建物が少ないことがわかります。このことにより、特に行政財産については処分が難しいため、将来長期間にわたって現在の水準の減価償却費を続けなければならない(修繕費部分が高額になる)ことが予想されます。

第3 地方債に関する事項

- 1 地方債のうち、有形固定資産取得のために発行されたものの残高は438億9,413万8千円であり、行政財産の残高2,873億2,120万5千円に対する割合は15.3%、行政財産のうち将来的に更新が必要になると考えられる償却性資産(建物など)の残高854億212万1千円に対する割合は51.4%となっており、有形固定資産に関しては、行政財産よりも地方債は残高が僅かながら少ないことがわかります。つまり、行政財産の利用にかかる減価償却費を行政サービスの対価としての税込・利用料等の収入により回収することが可能であれば、その収入の一部は地方債の返済ではなく余裕をもたせることが可能であることとなります。
- 2 地方債のうち減税補てん債及び臨時税込補てん債、臨時財政対策債の残高は460億5万2千円です。これらの地方債により調達された資金は複数年度にわたって利用される資産の取得のために支出されたものでなく、一会計年度において経費として消費された支出に充てられています。これより、過去の行政サービス提供のために発行した地方債の償還のために、当該年度の税込の一部を充当しなければならないこととなります。
- 3 今回貸借対照表に計上した地方債には、道路・橋梁等のインフラ資産建設のために発行されたもの70億539万2千円が含まれます。これらの地方債の発行により建設されたインフラ資産については今回作成した貸借対照表には含まれません(道路、橋梁の累積投資額については、附属明細書に記載されています。)